

第3章

# 政府補助金、賃料減免、継続企業の前提など コロナ禍を踏まえた IFRS基準の実務論点

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士

渡部 瑞穂

場合、IAS10号に従い検討が必要となる。

留意すべき事項を、設例と開示例を交えて解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## はじめに

## 政府補助金

動の縮小を余儀なくされ、かつ一定の条件を満たした事業主に対して、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置が開始されている。この雇用調整助成金は、政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるものであるため、IAS20号の政府補助金の定義を満たすことになる（IAS20号3項）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、本稿執筆時点の11月下旬において、欧州等の諸外国では再び感染拡大の兆しをみせ、また日本でも拡大の様相を呈しており、いまだ予断を許さない状況である。このように、COVID-19は、引き続き企業の決算業務および監査業務に多大な影響を与えると考えられる。ここでは、COVID-19を踏まえた、今期におけるIFRS®Standards（以下、「IFRS基準」という）を適用している会社が

各国の政府は、COVID-19の感染拡大への対応として、企業の支援等を目的としたさまざまな対策（補助金、融資、税制優遇、保証など）を実施している。これらの政府からの支援について、国際会計基準（IAS）20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の「政府補助金」の定義を満たす場合には、同基準に従って会計処理を行う必要がある。たとえば、日本においては4月から、COVID-19の影響により事業活

政府補助金は、「資産に関する補助金」と「収益に関する補助金」に大別される。資産に関する政府補助金は、繰延収益として補助金を計上する方法、または補助金を控除して資産の帳簿価額を算出する方法のいずれかにより、財政状態計算書に表示しなければならぬ（IAS20号24項）。一方で収益に関する補助金は、純損益の一部として、独立科目またはその他の一般的な科目名で表示する方法と、関連する費用から当該補助金を控除する方法が認められている（IAS20号29項、IAS1号97項）。また、財務諸表の適切な理解のために、独立して開示することを要求されている収益項目または費用項目に、政府補助金を与える影響を

### 【この章のエッセンス】

●雇用調整助成金を受給している場合は、IAS20号に従い開示が必要になる。

●「COVID-19に関連する賃料減免（IFRS16号の改訂）」の早期適用が可能であり、適用した場合リースの条件変更に該当するかどうかの評価が不要となる。なお、当該実務上の便法を適用した場合および影響額の開示が必要になる。

●継続企業の前提に重要な不確実性はないと結論づけたものの、結論に至る過程において重要な判断を行った場合は、IAS1号に従い開示が必要になる。

●期末日後に重要な事象が発生した